

令和7年5月30日

戸籍に氏名の振り仮名が追加されます

令和7年5月26日改正戸籍法施行により、氏名の振り仮名届を受け付けます。

記

1. 概要

令和7年5月26日の改正戸籍法施行により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。戸籍に記載されることにより、住民票や戸籍の附票などにも氏名の振り仮名が公証されます。

2. 手続きの流れ

（１）記載を予定する振り仮名の通知

対 象：法施行日令和7年5月26日時点で戸籍に記載のある方

送付時期：令和7年5月26日以降速やかに送付

通知する者：本籍地の市区町村長

通 知 先：原則、戸籍の筆頭者へ送付

通 知 内 容：筆頭者等へ記載を予定する氏名の振り仮名

※記載内容を必ずご確認ください。

- 福島市の通知発送予定日は7月下旬を予定しています（発送見込数：約15万通）。
- 通知は、圧着はがきで国の仕様に準拠したものを送付します。

（２）振り仮名の届出

通知の振り仮名が誤っているとき：必ず正しい振り仮名を届け出てください。

通知の振り仮名が正しいとき：届出不要

（令和8年5月26日以降に通知の振り仮名が戸籍に記載されます。）

- 通知が届いていなくても振り仮名の届出ができます。
- 届出された振り仮名を変更するには家庭裁判所の許可が必要となります。

※令和7年5月26日以降に出生届を提出した子（出生した子）は、その届出の際に記載した振り仮名が記載されます。

※令和7年5月26日以降に、婚姻、離婚、戸籍法77条の2の届、転籍届を出す際に、申出により振り仮名の届出もすることができます（届出人資格が必要）。

（３）戸籍・住民票への記載（振り仮名の公証開始）

届出した方は順次記載

届出期間中に届出のなかった方は、市区町村長が記載を予定する振り仮名を記載します。

記者配布資料

3. 届出期間

令和7年5月26日（月）から令和8年5月25日（金）までの1年間

4. 届出先・届出方法

- ① 本籍地市町村、住所地市町村の戸籍窓口へ届出（紙による届出）
- ② 本籍地市町村へ郵送
- ③ マイナポータルによる届出

5. 福島市の対応

通知発送予定：令和7年7月下旬

受付窓口：本庁市民課、各支所、茂庭出張所の各窓口

その他、特設受付窓口を開設します。

○ 氏名振り仮名届出特設受付窓口

場 所：本庁1Fロビー 3窓口

開設期間：令和7年7月16日（水）～同10月16日（木）

対応内容：氏名振り仮名届の受領、届出に関する案内

6. 法務省コールセンターの開設

○ 制度内容やマイナポータルの手続き方法等についてのお問い合わせ先

【法務省コールセンター】 ☎0570-05-0310（専用コールセンター）

※令和7年5月26日（月曜日）～令和8年5月26日（火曜日）の午前8時30分～午後5時15分
土日曜祝日、年末年始（令和7年12月30日～令和8年1月3日）は除く

詳しくは法務省ホームページをご覧ください (<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)

7. その他ご留意いただきたいこと

- ◇ 振り仮名を変更した場合は、各種行政手続きなどの変更の手続きについてご確認ください。
- ◇ 年金を受給されている方は、年金受取口座との整合性や年金手続きで登録している氏名振り仮名と異なることにより年金支給が停止される可能性もあることから、年金事務所に必要な手続きについてご確認ください。
- ◇ 届出に手数料はかかりません。金銭を要求するような詐欺などにはご注意ください。

担当：市民・文化スポーツ部 市民課 課長 大槻、戸籍係長 丹治 電話 024-525-3733(直通)

戸籍に氏名の振り仮名が追加されます

概要

- ・ 令和7年5月26日改正戸籍法施行により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。
- ・ 戸籍の届出により、住民票や戸籍の附票にも氏名の振り仮名が公証されます。
- ・ 記載する対象は、改正法施行時点で戸籍に記載のある方。

手続きの流れ

振り仮名の届出期間：令和7年5月26日～令和8年5月25日

氏名振り仮名通知送付

発送通数 約15万通

必ず通知記載の振り仮名を確認

YES

通知の内容が正しい

届出不要

(R8.5.26以降に市町村長が記載)

NO

通知の内容が誤っている

氏または名の
振り仮名届を提出

福島市発送予定

7月下旬

送付先：戸籍の筆頭者

※筆頭者除籍のとき、②在籍する配偶者、③在籍者の順の宛名で送付。住所が異なるものには別送。

【届出方法】

1. 紙による届出
2. 本籍地市区町村に郵送
3. マイナポータルから届出

※届書用紙は法務省、市HPからダウンロードできます。

通知が届く前でも届出できます

【マイナポータルのメリット】

- ・ スマホから届出可能
- ・ 届出可能な方の名前が表示される
- ・ 記載予定の振り仮名が確認できる
- ・ 届出可能な届がまとめて届出可能

※婚姻・離婚・戸籍法第77条の2の届、転籍届の際にあわせて申出で振り仮名の届出可能です

通知書の様式 表面（国標準様式）

料金後納郵便

市区町村管理番号

100-8977
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務 太郎 様

郵便用カスタマーバーコード印刷領域

【必ず開封してください】

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問合せされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

(法務省HP)

(〇〇市HP)



二次元バーコード

矢印からゆっくりはがしてご覧ください

文書番号
令和7年 月 日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍

〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ハウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
	名の振り仮名の届出が可能な方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

通知書の様式 裏面（国標準様式）

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅など都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

【準備・確認しておくもの】

- ✓ スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
- ✓ 利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)
- ✓ 券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書パスワード(英数字6～16文字)
- ✓ 住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号



1 ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



2 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。



3 フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法が、右の二次元バーコードから動画で確認できます。



矢印からゆっくりはがしてご覧ください

振り仮名の届出に関するお問合せについて

振り仮名の届出の方法などの一般的なお問合せは、振り仮名コールセンターで受け付けします。

【振り仮名コールセンター】

0570-05-0310

- ※振り仮名コールセンターは、個人情報を保有していないことから、回答に当たり個人情報が必要な以下のようなお問合せは対応できません。
- ・同じ戸籍に在籍しているのに、通知に記載されていない者がいる。
 - ・振り仮名の届出をしたが、いつ完了するか知りたい。

マイナポータルからの届出ができない場合

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市(以下に記載の担当係宛)までお送りください(郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

【当市担当係】

〇〇県〇〇市
〇〇〇〇市役所市民課〇〇係
TEL: 123-456-7890

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。

なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

よくあるお問合せ

Q1 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q2 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。

Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、異なる振り仮名の届出も可能ですが、通知された振り仮名が他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名である場合、異なる振り仮名で届出をすることにより他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q4 宛名面に記載している市区町村が遠いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当市(左に記載の係)宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。



振り仮名記後の戸籍（サンプル）

〔例：氏と名両方届出した場合の表示〕

本籍	福島県福島市飯野町青木字荒屋敷444
氏名	戸籍 一子
氏の振り仮名	コセキ
戸籍事項 転籍	【転籍日】令和7年5月12日 【従前本籍】岩手県盛岡市青山一丁目777
戸籍に記録されている者	【名】一子 【名の振り仮名】イチコ 【生年月日】昭和57年1月1日 【配偶者区分】妻 【父】戸籍父 【母】戸籍母 【続柄】長女

【氏名の振り仮名について】

「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」とされました。
→漢和辞典など一般の辞典に掲載されているものは幅広く認められるとされています。

戸籍の振り仮名対応について

福島市の対応

- ①市民課及び支所、茂庭出張所にて届出受付（通常戸籍届と同様）
- ②振り仮名届特設受付窓口を開設（本庁1Fロビー、開設期間 R7.7.16～R7.10.16）
→氏名振り仮名届の受領、届出案内

法務省コールセンター

電話番号0570-05-0310

内容：制度内容の説明やマイナポータル手続き方法等

対応時間：午前8時30分～午後5時15分

開設期間：令和7年5月26日(月)～令和8年5月26日(火)

※土日祝日、年末年始（R7.12.30～R8.1.3）を除く

ご留意いただきたいこと

- ・ 振り仮名を変更した場合は、行政サービス等の手続きの可否をご確認ください。
- ・ **【年金受給者の方】** 届出で振り仮名を変更した場合は、**銀行口座名義変更と年金事務所への届出**を忘れずにしましょう。
- ・ 届出は手数料不要。詐欺にご注意ください。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された
場合は、**届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!**

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。



戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます

詳しくはこちら→



法務省
Ministry of Justice

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出
する必要がありますが、このフリガナの届出に手数料
はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナが
そのまま戸籍に記載されます。

不審に思ったら…

- ・お住まいの市区町村担当窓口
- ・最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- ・消費者ホットライン 188 (いやや!)
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→



コセキツネ



法務省
Ministry of Justice



警察庁
National Police Agency



消費者庁
Consumer Affairs Agency